

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

●資金のお使いみち●

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金

融資限度額	8,000万円（別枠）
利率（年）	基準利率1.26～1.75%

ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率

※「実質無利子化」について

一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。

●ご返済期間●

設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）
 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）

●担保●

無担保

※ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

●申込時に必要な書類●

- ①借入申込書
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書
- ③最近2期分の確定申告書（一式）のコピー（青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）
- ④法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本・法人の方のみ）
- ⑤ご商売の概要（お客さまの自己申告書・公庫書式）
- ⑥運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー
- ⑦許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）

※税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

日本政策金融公庫国民生活事業

松戸支店 047(367)1191
柏出張所 04(7163)1542

- 事業を営むほとんどの方にご利用いただけますが、金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用いただけません。
- 保証人、不動産担保等については、お客様のご希望に応じてご相談させていただきます。
- お利息は固定金利です。資金用途や返済期間等によって異なる利率が適用される場合があります。

令和3年7月1日現在の基準金利2.06%～2.55%

種類	ご利用いただける方	融資限度額	返済期間	担保・保証人	固定金利(目安)
一般貸付	事業を営む方で、ほとんどの業種の方に、ご利用いただけます。	4800万円	運転資金5年以内 特に必要な場合7年以内 【うち据置期間1年以内】 設備資金10年以内 【うち据置期間2年以内】	お客様のご希望に応じてご相談	基準利率 2.06%～2.55%
		特定設備資金 7200万円	20年以内 【うち据置期間2年以内】		
担保を不要とする融資	次のいずれの要件にも該当する方 1. 税務申告を2期以上行っていること 2. 所得税等を完納していること	4800万円	運転資金5年以内 (特に必要な場合7年以内) 【うち据置期間1年以内】 設備資金10年以内 【うち据置期間2年以内】	法人の方 原則として無担保、代表者の方のみの保証 個人の方 原則として不要	基準利率 2.06%～2.55%

- ・上記の他にも、セーフティネット貸付、新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、企業再生貸付などがあります。



お申込の際に必要な書類は

個人営業の方
<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込書 ●企業概要書(初めての方) ●見積書(設備資金をお申込の場合) ●青色申告決算書、申告書の写し(2期分)(青色申告の場合) ●許認可が必要な業種は、許認可証の写し ●お客さまの情報の利用に関する同意書
法人営業の方
<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込書 ●企業概要書(初めての方) ●見積書(設備資金をお申込みの場合) ●履歴事項全部証明書又は登記簿謄本 ●最近2期分の決算書、申告書の写し(科目明細含む) ●最近時の試算表(決算後6カ月以上の場合) ●許認可が必要な業種は、許認可証の写し ●お客さまの情報の利用に関する同意書

面談の際に持参いただく資料は

個人営業の方	法人営業の方
<ul style="list-style-type: none"> ●納税状況のわかるもの 例えば…確定申告書の控え、所得税や消費税の領収書など 	<ul style="list-style-type: none"> ●納税状況のわかるもの 例えば…確定申告書や決算書の控え、法人税、消費税の領収書など
<ul style="list-style-type: none"> ●営業内容のわかるもの 例えば…最近の事業収支実績のわかる帳簿類、帳簿がないときは、請求書、領収書、メモなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業内容のわかるもの 例えば…総勘定元帳、手形帳、売掛帳、買掛帳など
<ul style="list-style-type: none"> ●資産・負債状況のわかるもの 例えば…預金通帳、小切手帳、手形帳、借入金のある方は借入残高のわかるもの、不動産のある方は権利証書または登記簿謄本など 	<ul style="list-style-type: none"> ●資産・負債状況のわかるもの 例えば…預金通帳、小切手帳、借入金のある方は借入残高のわかるもの、不動産のある方は権利証書または登記簿謄本など

- (共通) 不動産担保提供の時は不動産の登記簿謄本(土地・建物各1通)、土地公図(17条地図)、建物図面の写し
- 税務関係書類等の写しでマイナンバーの記載がある場合、マイナンバーを判読不能となるよう黒塗りしたものを提出して下さい

社会的・経済的環境の変化により売上や収益が減少している皆様へ 国の経営環境変化資金のごあんない

セーフティネット貸付			
区 分	経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金	取引企業倒産対応資金
ご利用いただける方	<p>社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2 最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により0.1ヵ月以上悪化している方 5 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方 	<p>金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方であって、次のいずれかに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取引金融機関が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けた方 2 取引金融機関が実質的に経営破綻の状態等にある方 3 預金保険法等の規定に基づき、取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡された方などで、経常利益を計上しているなど、業況が順調であると認められる方 4 経営状況が悪化していないにもかかわらず、金融機関からの借入金利が長期プライムレートの変動に比べ相対的に上昇するなどの状況にある方 5 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から次の(1)から(5)までのいずれかの要請または取扱いを受けている方 <ol style="list-style-type: none"> (1)借入残高の減少 (2)約定した返済条件を超える弁済 (3)当座預金の解約 (4)担保・保証人の追加 (5)借入金利の引上げ 	<p>取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方 2 倒産した企業に対する取引依存度が20%以上である方 3 倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方 4 倒産した企業の債務を保証している方 5 倒産した企業の設置する商業施設に入居している方であって、倒産の影響を受けている方または影響を受けるおそれのある方 6 倒産した企業から受注した商品や役務などが、倒産の影響により取り消された方
資金のお使いみち	社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	設備資金及び金融機関との取引状況の変化に伴い必要となる運転資金（「ご利用いただける方3」に該当する方が株式会社整理回収機構に対して繰上返済を行うために必要な資金を含む）	売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要な運転資金および関連企業の倒産の影響により、企業の運営上、一時的に必要な運転資金
ご融資額	4,800万円以内	別枠4,000万円以内	別枠3,000万円以内
ご返済期間	運転資金：8年以内 [据置期間3年以内] 設備資金：15年以内 [据置期間3年以内]	運転資金：8年以内 [据置期間3年以内] 設備資金：15年以内 [据置期間3年以内]	8年以内 [据置期間3年以内]
利率（年）	基準利率2.06%～2.55%		
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます		

(注) 運転資金の利率について、一定の要件に該当する場合、特利が適用されます。

※ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

受付
月日
受付
番号

借入申込書

(一般貸付・特別貸付／生活衛生貸付用)
株式会社日本政策金融公庫
(国民生活事業)

借入申込書は、**裏面**の「公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

お 申 込 人 名	法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません) フリガナ カ) コウカワ ショウテン 株式会社 甲川商店	〒 100-0004 ☎ (03) - (3270) - (XXXX) フリガナ チヨダク オオヤマチ 本店所在地 千代田区大手町 1-9-4 [本店所在地の不動産所有・借用] <input checked="" type="checkbox"/>
	個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署でお願いします(ゴム印は使用しないでください。)) フリガナ コウカワ タロウ 甲川太郎	〒 00000000 ☎ () - () - () フリガナ 営業所所在地 同上 [営業所所在地の不動産所有・借用] <input type="checkbox"/>
	個人事業主の方・法人代表者の方の {性別 男 ・ 女 生年月日 大・昭・平・令 46年 11月 X日	〒 160-0023 ☎ (03) - (3342) - (XXXX) フリガナ シンジユク ニシシンジユク お申込人または法人代表者の方の自宅住所 新宿区西新宿1-14-9 [自宅住所の不動産所有・借用] <input type="checkbox"/>
	ビル・マンション名 () 号室 ()	ビル・マンション名 (西新宿ハイソ!) 号室 ()
お申込金額 500 万円	お借入希望日 4 月 7 日	携帯電話 お申込人・代表者 (090) - (1234) - (XXXX) 上記以外の方 () - () - ()
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。) 5 年 元金据置 1 希望なし 2 令和 年 月 日まで希望	ご希望の返済日 5日・10日・ 15日 ・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	メールアドレス kougawa @ xxx.xx.xx <input checked="" type="checkbox"/> 上記メールアドレスに「事業者サポートマガジン」のメール配信を希望します。
毎月のご返済希望日 ご希望の返済日に○を付けてください。 5日・10日・ 15日 ・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	ご返済金のお支払方法 口座振替 (〇〇〇〇) 銀行・ 信用金庫 信用組合・労働金庫	創業年月 明・大・昭・平・令 10年 4月 創業 創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)
資金のお使いみち (注) ① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ 公庫資金借替 ⑤ その他	運転資金 200 万円 設備資金 300 万円 (該当する項目に○を付けてください。) ① 店舗・工場 ② 土地 ③ 機械設備 ④ 車両 ⑤ その他	業 種 菓子製造業(卸) 従業員数 4 人 (家族従業員を含みます。)
当公庫とのお取引 有・ 無 (どこで当公庫をお知りになったかA群、B群から1つずつ該当するものに○を付けてください。)	A群: 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生衛組合・指導センター 4 金融機関 5 税理士(団体) ⑥ 取引先、同業者、(元)勤務先 7 中小企業支援センター 8 地方公共団体 9 その他 B群: ① 口コミ 2 ホームページ 3 相談会 4 セミナー、イベント 5 会報誌、広報誌、メールマガジン 6 新聞、雑誌等のメディア	お申込人または法人代表者の方の家族 続柄 お名前 年齢 ご職業・学年 妻 フリガナ コウカワ カズコ 甲川 和子 38 家業 長男 フリガナ カズオ 一夫 13 中学1年 長女 フリガナ カヨコ 小夜子 11 小学5年 二男 フリガナ タロウ 二郎 9 小学3年

「事業者サポートマガジン」の登録上の注意事項 (https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/mail_magazine_notice.pdf を参照) に同意したうえで、に✓印をお付けください。

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。公庫資金においても、お借替えいただけない制度があります。

担保・保証の条件をご選択ください。

A・B・C いずれかのチェック欄 に✓印をお付けください。
また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は **D** のチェック欄 に✓印をお付けください。
(選択された内容により、適用される利率が異なります。)
他にも無担保・無保証人の制度はございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1)(注2) <法人:無担保・代表者保証(原則)> <個人:無担保・無保証人(原則)> チェック欄 <input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症特別貸付以外 B 担保の提供を希望しない。 新たに事業を始める方 税務申告を2期経ていない方 新創業融資制度(注2) <無担保・無保証人(原則)> チェック欄 <input type="checkbox"/>		C 不動産等の担保の提供などを希望する。 ・(根) 抵当権の設定等の手続きが必要です。 チェック欄 <input type="checkbox"/>
	税務申告を2期以上行っている方 担保を不要とする融資(注3) <法人:無担保・代表者保証(原則)> <個人:無担保・無保証人(原則)> チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>		

D 法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度(「経営者保証免除特例制度」等)を希望する。(注4) チェック欄

(注1) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。
(注2) ご利用には一定の要件に該当する必要があります。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。
(注3) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。
(注4) 原則として、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上乘せられますが、新型コロナウイルス感染症特別貸付等の一部の制度は上乘せはありません。

法人代表者の方で法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度を希望されない場合は**裏面**の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項

1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□に✓をつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。

公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

2 個人情報情報機関の利用・個人情報情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関(注の1)および同機関と提携する個人情報情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報が、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0120-810-414]
- 2 前1の機関と提携する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>) [TEL 03-3214-5020]
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくことになります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。
④ 連帯保証契約前の承諾事項	・借主の方は、契約締結時まで、連帯保証人の方に借主の方の財産および収支の状況等の内容について情報提供することが法律で定められています(民法第465条の10)。 ・連帯保証人の方は、借主の方から、借主の方の財産および収支の状況等の内容について確認するために必要な資料の提供を受け、ご承諾いただいたうえで、連帯保証していただきます。

添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・申告決算書 最近2期分
法人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方) ・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。) ・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」

☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。

創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。

☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。

☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。

(このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は)お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

担保や保証人のことでお困りのみなさまへ

新創業融資制度

ご利用いただける方

次のⅠ～Ⅱのすべての要件に該当する方

Ⅰ.対象者の要件

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方

Ⅱ.自己資金の要件

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金（事業に使用される予定の資金をいいます。）を確認できる方

ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合は、自己資金の要件を満たすものとして扱います。

1. 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方
 - (1)現在の企業に継続して6年以上お勤めの方
 - (2)現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方
2. 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方
3. 産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業（注1）を受けて事業を始める方
4. 民間金融機関（注2）と公庫による協調融資を受けて事業を始める方
5. 技術・ノウハウ等に新規性が見られる方（注3）
6. 新商品・新役務の事業化に向けた研究・開発、試作販売を実施するため、商品の生産や役務の提供に6カ月以上を要し、かつ3事業年度以内に収支の黒字化が見込める方
7. 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」の適用予定の方

（注1）市町村が作成し、国が認定した創業支援事業計画に記載された特定創業支援等事業をいいます。詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

（注2）都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫または信用組合をいいます。

（注3）一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、公庫支店の窓口までお問い合わせください。

融資限度額	3,000万円以内（運転資金1,500万円以内）
ご返済期間	各種融資制度で定める返済期間以内
利率（年）	<u>基準利率2.41%～2.90%</u> 資金使途、ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。 利率低減措置（法人営業の方のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・法人の代表者の方が保証人になる場合は、利率が0.1%低減されます。 ・本措置は、お客さまのご希望により選択できるものです。
保証人・担保	原則不要（法人営業の方で利率低減措置をご希望される場合は除きます）

ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利（固定）は、記載されている利率とは異なる場合がございます。

審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合がございます。

国の新規開業ローン(生活衛生関係事業)

令和3年7月1日現在の基準金利2.06%~2.55%

生活衛生貸付(一般貸付の設備資金)

	業種	融資限度額	返済期間(うち据置期間)
業種	飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業	7200万円	設備資金 13年以内(1年以内、返済期間が7年超の場合2年以内)
	クリーニング業	1億2000万円	
	興行場営業、サウナ営業	2億円	
	旅館業	4億円	
	一般公衆浴場業	3億円(2施設以上で4億8,000万円)	
要件	★現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で次のいずれかに該当する方は、独立開業に該当します ・現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方 ・現在お勤めの企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方		

(注) 運転資金については、「普通貸付」での取り扱いとなります。

その場合、無担保無保証人の特例も「普通貸付」で取り扱います。

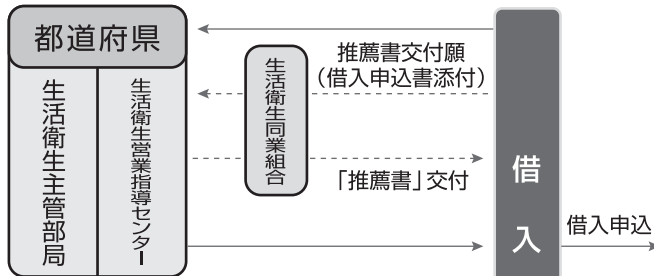
※500万円を超える申込の場合、千葉県知事の「推薦書」が必要になります。

※利率は基準金利(資金使途・返済期間・担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます)

生活衛生関係融資をご利用の方へ

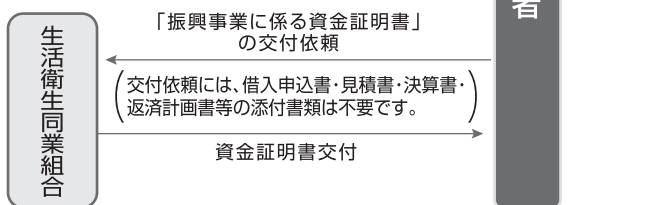
1. お申し込み手続き

●一般貸付



千葉県生活衛生営業指導センター
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-15-7
千葉県森林会館3階
☎043-307-8272/FAX043-307-8273

●振興事業貸付



2. お申込みに必要な書類

- ① 一般貸付(設備)の場合は都道府県知事の「推薦書」交付願(500万円以下の申込時は不要)
- ② 振興事業貸付の場合は生活衛生同業組合の長の「振興事業に係る資金証明書」(交付依頼には、借入申込書・見積書・決算書・返済計画書等の添付書類は不要です。)
- ③ 申込施設・設備の概要(見積書、関係図面など)
- ④ 企業概要書(公庫を初めてご利用される方)
- ⑤ 法人の方は履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑥ 最近2期分の決算書および確定申告書の写し
- ⑦ その他必要資料

3. その他

500万円までの申し込みは、商工会議所が代理受付

日本政策金融公庫 国民生活事業

代理店(銀行・信用金庫・信用組合・商工中金) または

☎047(367)1191

柏市中小企業資金融資制度

柏市経済産業部商工振興課 TEL 04 (7167) 1141

- ご利用いただける方
- ①市内に店舗・工場・事務所等がある中小企業の法人(以下、組合を含む)・個人及び創業者。
 - ②法人にあっては、市内に事業活動(事務、製造、販売等)の実態のある営業拠点を置き、本店又は支店登記が行われていて、市内で同一事業を1年以上継続して営んでいること。
 - ③個人にあっては市内に引続き1年以上住所(住民登録)を有し、市内で同一事業を1年以上継続して営んでいること。
 - ④創業者(法人)は、市内で事業を1年以上継続して営んでいること。
 - ⑤創業者(個人)は、融資の申し込みを行う日において市内に住所(住民登録)を有していること。
 - ⑥許認可が必要な業種の方は、許認可資格を有していること。
 - ⑦市税を完納していること。
 - ⑧千葉県信用保証協会の保証が受けられること。

申込み 申込みは、市内取扱金融機関で随時受付いたします。なお、審査等の期間を要しますので、余裕をもってお申込みください。

取扱金融機関 千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、常陽銀行、東京ベイ信用金庫、東日本銀行、銚子商工信用組合、水戸信用金庫、筑波銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行の市内各支店

(主なもの)

※利率は令和3年7月1日現在

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	期間	責任共有制度	利率	連帯保証人
事業資金	原材料、商品等仕入及び手形・買掛金決済等に必要資金。但し、納税赤字補填資金、借換資金は含みません。	運転資金	2000万円	60ヶ月以内	対象	固定金利	
	市内の店舗・工場等の新增築、改装及び機械購入、その他各種設備の購入資金	設備資金	5000万円	120ヶ月以内			
小口事業資金	国が定める小口零細企業保証制度の対象になる資金で、小規模企業者(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人等)が、事業の経営上要する運転資金又は設備資金。	運転資金	1250万円以内 (既存の保証協会の保証付き融資残との合計)	60ヶ月以内	対象外	1年以内 年1.8%	・個人の場合 原則不要
		設備資金		120ヶ月以内		1年超 3年以内 年2.0%	
創業支援資金	①市内で新たな事業活動を開始するための具体的な計画を有する創業者が、当該事業を開始するのに要する資金 ②新規中小企業者(創業後5年未満の個人(事業開始時に事業を営んでいなかったものに限る。))又は会社(事業開始時に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの又は事業を継続しつつ、新たに設立したのものに限る。))が、事業を行うために要する資金。	運転資金	1500万円以内	60ヶ月以内	対象外	3年超 5年以内 年2.2%	・法人の場合 原則代表者
		設備資金		120ヶ月以内		5年超 10年以内 年2.4%	
利子補給	融資利率から1%減じ、3%以内の利子を5年以内で補給します。						
信用保証	千葉県信用保証協会の保証を要する。 (保証料率) 事業資金：年0.45%～1.90% 小口事業資金：年0.50%～2.20% 創業支援資金：年0.8%						

千葉県中小企業融資制度

千葉県商工労働部経営支援課 TEL 043(223)2707

ご利用いただける方

- 県内中小企業者(個人、会社、NPO法人、組合等)の方、及び県内で新規創業される方が融資の対象です。ただし、事業資金、サポート短期資金の利用は、同一事業を1年以上引継ぎ営んでいる必要があります。また、創業資金については創業後5年未満の方が対象です。
 - 製造業・建設業等の下記以外の業種 資本金3億円以下又は従業員300人以下
 - 卸売業 資本金1億円以下又は従業員100人以下
 - サービス業 資本金5千万円以下又は従業員100人以下
 - 小売業 資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- 農林漁業(素材生産業および素材生産サービス業を除く)、金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)等、信用保証協会の保証対象外業種は申込不可

受付金融機関

(地方銀行)千葉、千葉興業、京葉、群馬、常陽、筑波、きらぼし、阿波、東日本、東京スター
 (信用金庫)千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北
 (信用組合)房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀
 (中小企業専門金融機関) 商工組合中央金庫
 (都市銀行)みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな
 (信託銀行)三井住友

(主なもの)

※利率は令和3年7月1日現在

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	期間 (据置期間)	利率	申込受付 機関	
事業資金	(1)業歴1年以上の中小企業者等であって、店舗、工場等の新築、増改築、各種機械設備の購入の資金を必要とする方	設備資金	1 中小企業者等 1億円以内	10年以内 (1年以内)	年1.0% ~2.5%	金融機関	
	(2)業歴1年以上の中小企業者等であって原材料、商品の購入等の資金を必要とする方	運転資金	1 中小企業者等 8,000万円以内	7年以内 (1年以内)			
サポート 短期資金	【小口零細企業保証枠】 業歴1年以上の小規模企業者で、かつ信用保証協会の全ての保証債務残高の合計が2,000万円以内のものであって、一時的な資金を必要とする方	運転資金	1 小規模企業者 1,200万円以内 ※1	一括償還 6ヶ月以内	年1.0%	金融機関	
	【一般枠】 上記以外の業歴1年以上の中小企業者であって、一時的な資金を必要とする方		1 中小企業者 1,200万円以内 1 組合 1,800万円以内 ※2	割賦償還 1年以内			
小規模 事業資金	【小口零細企業保証枠】 小規模企業者で、かつ信用保証協会の全ての保証債務残高の合計が2,000万円以内のもので事業経営上の資金を必要とする方	設備資金	1 小規模企業者 2,000万円以内 ※1	10年以内 (1年以内)	年1.0% ~1.6%	金融機関	
		運転資金		7年以内 (1年以内)			
	【一般枠】 小規模企業者であって、上記を超える資金を必要とする方	設備資金	1 小規模企業者 5,000万円以内 ※2	10年以内 (1年以内)			年1.3% ~1.9%
		運転資金		7年以内 (1年以内)			
創業資金	【一般枠】 創業者又は創業後5年未満の中小企業者	設備資金	創業者又は1中小企業者 3,500万円以内 (運転資金は2,500万円以内) (一定の自己資金が必要な場合があります)	7年以内 (1年以内)	年1.0% ~1.2%	金融機関	
		運転資金		5年以内 (1年以内)			
信用保証	千葉県信用保証協会の保証を要する。 事業資金:年0.45~1.9% サポート短期資金:【小口零細企業保証枠】年0.45~2.15%、【一般枠】年0.40~1.85% 小規模事業資金:【小口零細企業保証枠】年0.5~2.2%、【一般枠】年0.45~1.9% 創業資金:年0.4%						

※1 小口零細企業保証は、信用保証協会の保証債務残高(県制度融資のサポート短期資金及び小規模事業資金を含む)が2,000万円となるまで100%保証されます。(小規模企業者の方に限ります)

※2 既に小口零細企業保証枠を利用している場合の融資限度額は、その小口零細企業保証枠による融資額を含めます。

千葉県セーフティネット資金

	一般枠		市町村認定枠		激甚災害枠		震災復興枠		危機関連保証枠	
融資対象者	経営の安定に支障を生じており、以下の各号のいずれかに該当している方 1.最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期比3%以上減少している方 2.取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっている方 3.組合員の経営破綻により資金繰りに支障を生じている方（組合に限る） 4.県が指定する災害により被害を受けた方		経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）に係る市町村長の認定を受けた方（以下参照）		激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方		東日本大震災の被害を受け、市町村長の認定等を受けた方		危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）に係る市町村長の認定を受けた方	
資金使途	設備	運転	設備	運転	設備	運転	設備	運転	設備	運転
融資限度額	8,000万円		8,000万円		8,000万円		8,000万円		8,000万円	
融資期間（据置期間）	10年以内 （1年以内）	7年以内 （1年以内）	10年以内 （1年以内）	7年以内 （1年以内）	10年以内 （2年以内）	7年以内 （2年以内）	10年以内 （2年以内）	7年以内 （2年以内）	10年以内 （2年以内）	7年以内 （2年以内）
融資利率（固定金利）	3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.1% 年1.3% 年1.5% 年1.7%			3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超			年1.0% 年1.0% 年1.2% 年1.4%		
信用保証	普通保証		経営安定関連保証（5号、7号、8号を除き100%）		災害関係保証（100%）		東日本大震災復興緊急保証又は災害関係保証（100%）		危機関連保証	
保証料率	年0.40～1.85%		年0.75% （5号、7号、8号は年0.63%）		年0.75%		年0.65%		年0.75%	
保証人	法人代表者以外原則不要									
担保	金融機関又は信用保証協会所定									
備考	保証料への補助があります。									

【信用保証協会の保証限度額について】

セーフティネット資金には、普通保証とは別枠で、売上の減少や取引先等の再生手続等の申請、災害、取引金融機関の破綻等により経営に支障が生じた場合に利用できる経営安定関連保証、危機関連保証及び災害関係保証の制度があります。



※東日本大震災に係る災害関係保証については、経営安定関連保証と合算で2億8,000万円以内となります。また、東日本大震災に係る災害関係保証・経営安定関連保証・東日本大震災復興緊急保証・危機関連保証は合算で5億6,000万円以内となります。

【経営安定関連保証における利用要件について（市町村長による認定が必要）】

1号	民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている方
2号	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している方
3号	突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高が減少している方
4号	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高が減少している方
5号	（全国的に）業況の悪化している業種に属する方
6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている方
7号	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している方
8号	整理回収機構へ貸付債権が譲渡された方のうち、事業の再生が可能な方